

介護福祉士等復職支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

介護福祉士等復職支援事業委託業務

2 目的

介護福祉士等の資格を持ちながら、介護現場に就業していない者（一度も介護現場に就いたことのない者を含む。以下「潜在介護福祉士等」という。）が復職等をする際の不安を払拭することができる説明会などのイベント開催及び復職等に必要となる研修を実施することにより、効果的に潜在介護福祉士等の復職等の支援を行うことを目的として介護福祉士等復職支援事業（以下「事業」という。）を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

なお、企画提案競技の結果は令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）まで有効とし、前年度の業務遂行について特段の支障がないと本市が判断した場合、かつ、翌年度の関係予算が市議会において承認された場合に限り、引き続き、令和10年度（2028年度）まで、単年度ごとに契約を締結する。

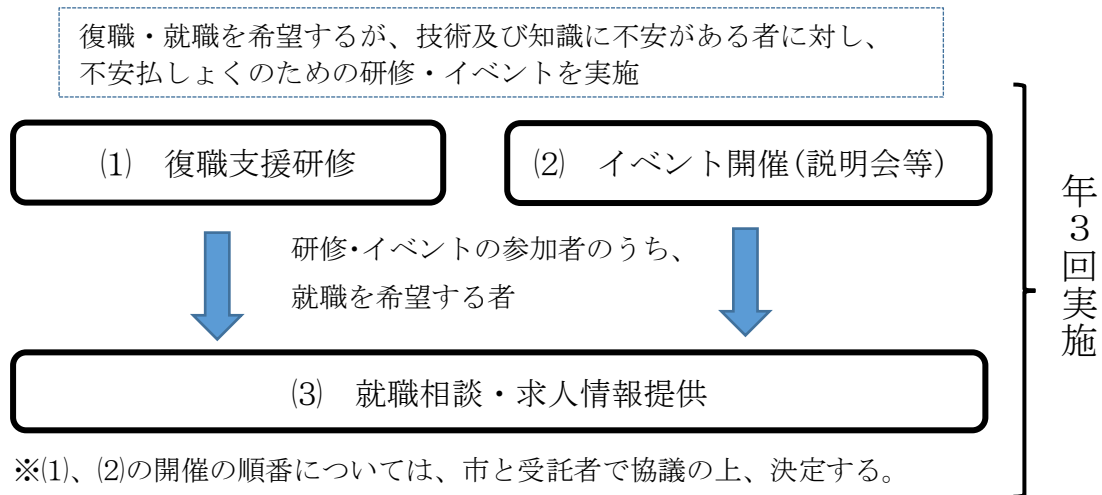
4 業務内容

潜在介護福祉士等が復職等に必要となる研修及び復職等をする際の不安を払拭することができる説明会などのイベント開催を実施する。

研修とイベントは一体的に実施するものとし、下記【開催イメージ】のとおり、年3回実施するものとする。

詳細については、次の(1)、(2)のとおりである。

【開催イメージ】



(1) 介護福祉士等復職支援研修の実施

実施内容	制度改正動向等に関する知識のほか、移動介助、着脱介助、排泄介助等の技術を再確認するための講義及び技術を再習得するための内容
実施回数等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義 2 時間 + 技術 4 時間の計 6 時間を必ず実施することとし（質疑応答含む）、同一の研修を原則、年 3 回実施するものとする ・ 研修の受講については、一部の内容のみの受講も可とすること ・ 講義、技術の実施方法については、尼崎市と協議の上決定するものとする
実施月	尼崎市が示す候補月の中から協議して決定する なお、(2)と同日の開催も可能とする
実施場所	受託者で尼崎市内の会場を確保するものとする（ただし、本市と事前に協議の上、決定すること）
募集人員	30 名程度 / 回
受講要件	介護福祉士資格所持者、または実務者研修、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級）修了者で、将来復職及び就職することを検討している者
受講料	無料
講習教材	<p>上述『実施内容』を網羅し、講習内容を適切に実施する上で適当なものを事前に市と協議した上で使用するものとする</p> <p>※講習資料は、当該講習内容に即したものであれば、市販の教材でもよい</p>
講師要件	兵庫県介護員養成研修事業者指定要領に定める介護職員初任者研修の講師要件の基準に適合すること
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業が尼崎市の委託によるものであることを明示すること ・ 講義及び技術講習に必要な物品（例：車いす、介護用ベッド）については、受託者が準備すること ・ 研修受講者に、(2)の復職の不安払拭へつながる説明会などのイベントを案内し、参加を促すこと ・ 受講者に対して、就職支援の実施及び就労状況アンケートを送付するに当たり、同意を得た上で、必要となる連絡先等を取得すること ・ 感染防止対策を講じた上で実施すること ・ 障害のある受講者に合理的な配慮を行うこと ・ 講習当日の午前 8 時現在において尼崎市に気象警報（波浪警報及び高潮警報を除く。）が発令されている場合又は講習当日の午前 3 時以降に尼崎市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、当該日の講習を中止し、市と協議した上で別日程にて講習を開催するものとする

(2) 復職の不安払拭へつながる説明会などのイベント開催

実施内容	介護現場の魅力、仕事のやりがい等、現場の生の声を聞くことによる再就職への不安払拭や就職意欲を向上させることを目的とした説明会や、ハローワーク等と連携し市内介護事業所への就職につなげる等のイベントの開催 なお、当該イベントのうち1回は、本市が指定するイベントを開催するものとする
実施回数等	3時間以上のイベントを原則、年3回実施するものとする
実施月	尼崎市が示す候補月の中から協議して決定する
実施場所	受託者で尼崎市内の会場を確保するものとする（ただし、本市と事前に協議の上、決定すること）
募集人員	30名程度/回
参加要件	介護福祉士資格所持者、または実務者研修、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）修了者で、将来復職及び就職することを検討している者 なお、本市が指定するイベントを開催する場合には、上記要件に加え、参加要件等について、事前に市と協議の上、決定する
参加料	無料
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・本事業が尼崎市の委託によるものであることを対外的に明示すること・イベントに参加する介護事業所（参加事業所）の選定については、市と協議の上、決定すること・ハローワーク尼崎、兵庫県福祉人材センターを参加させるなど、関係機関と連携して実施すること・原則、参加事業所からの説明だけでなく、参加者と当該事業所が対話（質疑応答など）できる形式とすること・参加事業所に対して、本事業の目的（仕事のやりがい、介護現場の実態を参加者に伝えることにより不安払拭や就職意欲の向上に繋げる）を示し、説明会が各事業所の求人場ではないことを理解した上で参加してもらうこと・イベント参加者に対して、(1)の介護福祉士等復職支援研修の案内をし、参加を促すこと・イベント参加者に対して、就職支援の実施及び就労状況アンケートを送付するに当たり必要となる連絡先等を取得すること・感染防止対策を講じた上で実施すること・障害のある受講者に合理的な配慮を行うこと・当日の午前8時現在において尼崎市に気象警報（波浪警報及び高潮警報を除く。）が発令されている場合又は当日の午前3時以降に尼崎市に震度5弱以上の地震が発生した場合、当該日のイベントを中止し、市と協議した上で別日程にて開催するものとする

(3) 研修受講者及びイベント参加者への就職相談・支援の実施及び介護事業所の求人情報の提供

当該研修受講者及びイベント参加者に対し、介護事業所へ就職する際の就職相談を個別で随時行うなど、きめ細かい支援を実施するとともに、市内の介護事業所の求人情報（公的・私的を問わず何らかの媒体で求人を行っているもの）を提供するものとする。

なお、(1)・(2)に記載のとおり、研修受講者に対して、上記の支援を実施及び就労状況アンケートを送付するに当たり、同意を得た上で、必要となる連絡先等を取得すること。

また、受託者が介護事業所である場合は、自社の求人情報に偏ることなく公平公正に受講者へ情報の提供を行うこととし、加えて、イベント参加事業所の求人情報にも偏ることのないよう、市内事業所の情報を公平公正に提供すること。

5 業務実施に際しての役割分担

本市と受託者の主な役割分担は次のとおりとする。（関連業務含む）

主な業務	具体的な業務内容	担当
講習等の企画と内容の提案	講習等の方針と、おおまかな内容の決定	尼崎市
	講習等の具体的内容の提案	受託者
	実施会場の確保（会場使用料の負担を含む）	受託者
	講習講師の選定と打ち合わせ	受託者
	イベントに参加する事業所の選定と打ち合わせ	受託者
	使用物品の確保	受託者
講習及びイベントの周知と参加者募集	参加者募集チラシ・申込用紙等の作成及び周知（広報）	受託者
	参加者の募集	受託者
	参加者募集に向けた市報・市ホームページ等による広報	尼崎市
参加者受付	申込受付、要件の確認、名簿の作成 ※申込者名簿については、住所、氏名、年齢、資格の取得状況、過去の就職履歴、就職希望する介護サービス種別などの把握を行い、事業実施報告書の内容に盛り込むこと	受託者
講習の実施	講習資料作成・準備	受託者
	会場準備、受講者受付	受託者
	進行、講義、実技指導	受託者
	受講者と受講科目の管理、受講者出席状況確認表の作成	受託者
	講習アンケートの実施、とりまとめ	受託者
求職者と就労先とのマッチング	イベント参加者等に対し、介護事業所の求人情報などの提供、就職相談・支援などの実施	受託者
	再就職への不安解消が図れるような機会の企画	受託者
就労状況調査	講習及びイベント終了から契約終了日までに就労状況アンケートの実施、とりまとめ	受託者
報告	事業実施報告書の作成やその他必要時の報告	受託者

6 業務スケジュール

時期	内容
イベント及び講習開催前	イベント及び講習の企画
	周知（広報）及び参加者募集、参加者受付
イベント及び講習開催日	イベント及び講習の実施
イベント及び講習開催後	就労状況調査
委託業務完了後	報告書納品

7 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払

8 法令等の順守

(1) 個人情報の保護

受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年尼崎市条例第 9 号）」等を遵守し、管理業務に係る個人情報については、適切な管理のための必要な措置を講ずるとともに、委託業務以外の目的のために利用しないこと。また個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。

(2) 暴力団排除

「尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）」第 7 条及び「尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年 7 月実施）」の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じて、暴力団排除に関する特約に定める事項を遵守すること。

(3) 人権尊重の取組

受託者は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（令和 2 年尼崎市条例第 3 号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

9 その他注意事項

(1) 研修やイベントの準備及び実施の過程において、尼崎市又は受託者が必要と認める場合は適時協議を行う。

(2) 本仕様書に記載のない事項を実施すべきと、市と受託者の合意のもとで判断した場合は、市と受託者双方ともに柔軟な対応を行うものとする。

(3) 受託者は、業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で業務の一部を再委託するときは、この限りではない。

なお、再委託する場合は、あらかじめ本市の承認を得るとともに、再委託先へも本仕様書に規定する遵守事項を厳守させること。

(4) 業務受託者が本業務の実施に際し、市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- (5) 本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、市に起因するものを除き、全て業務受託者の責任として対応することとする。
- (6) 研修受講中の受講生の事故等不測の事態に備えて、賠償責任保険など、必要な保険に加入すること。

10 担当課及び問合せ先

尼崎市福祉局 福祉部 高齢介護課

(尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所本庁北館3階)

電話 06-6489-6356 fax06-6489-6528 (担当：岩崎、田中)

以 上